

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託等の運用に関する規則 第 1 条～第 14 条 （省 略） （その他指図を行うことができる取引） 第 15 条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。 （１）信用取引（売付を目的としたものに限る。） 建玉の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする。なお、現渡し又は買戻しによる決済のいずれも可能とする （２）株式の借入れ（売付を目的としたものに限る。） 借入れに係る株式の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （３）有価証券の貸付 投資信託財産が保有する有価証券を貸付けることができる （４）債券貸借取引（所謂レポ取引、現金担保付債券借入れ（以下「リバースレポ取引」という。）をいう。） 債券の貸借取引に係る時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （５）債券の借入れ（リバースレポ取引を含む。） 借入れに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （６）債券（転換社債券、他社株転換可能債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）の空売り 空売りに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする	投資信託等の運用に関する規則 第 1 条～第 14 条 （同 左） （その他指図を行うことができる取引） 第 15 条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。 （１）信用取引（売付を目的としたものに限る。） 建玉の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする。なお、現渡し又は買戻しによる決済のいずれも可能とする （２）株式の借入れ（売付を目的としたものに限る。） 借入れに係る株式の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （３）有価証券の貸付 投資信託財産が保有する有価証券を貸付けることができる （４）債券貸借取引（所謂レポ取引、現金担保付債券借入れ（以下「リバースレポ取引」という。）をいう。） 債券の貸借取引に係る時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （５）債券の借入れ（リバースレポ取引を含む。） 借入れに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする （６）債券（転換社債券、他社株転換可能債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）の空売り 空売りに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする

新	旧
(7) 現先取引（債券、CD、CPに係るものに限る。） 売り現先の契約残高は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする (8) 金銭の貸付け 流動性に考慮し、時価の取得が可能なものに限るものとする (9) 資金の借入れ（コール市場を通じた取引を含む。） 解約代金支払い目的、<u>分配金支払い目的、決済繰延に係る清算機関への支払い目的</u>及び事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。） 目的に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする (10) 外国為替の取引 次に定めるところによるものとする ① 外国為替の取引を行う際には、市場慣行に従うものとする ② 外国為替の予約取引は、投資信託財産の実質純資産総額の範囲内とする。ただし、外国為替の予約取引をヘッジ目的に限定している投資信託財産の当該予約取引の取り扱いについては、第 16 条に定めるところによるものとする (11) 発行日決済取引 投資信託財産に属する株式の引き渡しにより決済される売付けに限り行うことができるものとする 2 委託会社は、前項第 3 号に規定する有価証券の貸付を行うに当たり、貸付の方針、貸付期間、貸付限度及び貸付先の信用度に関する事項その他の事項を定めた社内規定を整備し、当該社内規定に基づき適切に執行するものとする。なお、当該社内規定には、投信法第 10 条に規定する権利を有する有価証券の貸付を行う場合における貸付のリスクとリターン及び議決権の指図行使との関係に十分考慮した規定を定めるものとする。 * 細則第 4 条 (以下略)	(7) 現先取引（債券、CD、CPに係るものに限る。） 売り現先の契約残高は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする (8) 金銭の貸付け 流動性に考慮し、時価の取得が可能なものに限るものとする (9) 資金の借入れ（コール市場を通じた取引を含む。） 解約代金支払い目的、<u>分配金再投資型投資信託の分配金支払い目的</u>及び事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。） 目的に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする (10) 外国為替の取引 次に定めるところによるものとする ① 外国為替の取引を行う際には、市場慣行に従うものとする ② 外国為替の予約取引は、投資信託財産の実質純資産総額の範囲内とする。ただし、外国為替の予約取引をヘッジ目的に限定している投資信託財産の当該予約取引の取り扱いについては、第 16 条に定めるところによるものとする (11) 発行日決済取引 投資信託財産に属する株式の引き渡しにより決済される売付けに限り行うことができるものとする 2 委託会社は、前項第 3 号に規定する有価証券の貸付を行うに当たり、貸付の方針、貸付期間、貸付限度及び貸付先の信用度に関する事項その他の事項を定めた社内規定を整備し、当該社内規定に基づき適切に執行するものとする。なお、当該社内規定には、投信法第 10 条に規定する権利を有する有価証券の貸付を行う場合における貸付のリスクとリターン及び議決権の指図行使との関係に十分考慮した規定を定めるものとする。 * 細則第 4 条 (同 左)

新	旧
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年〇月〇日から実施する。</u>	